

# 第二次日の出町子供読書活動推進計画

令和4年3月

日の出町教育委員会

## はじめに

昭和、平成、令和へと時代が流れてきた中で、日本の社会は、少子超高齢化、IT産業をはじめとした高度情報化、国際化など急激な変化をしてきたところであります。

このような状況の中で、子供たちを取り巻く環境も大きく変わってきています。パソコン、スマートフォン、ゲームなどの映像や情報により、子供たちの興味や関心も多様化する中で、読書離れ、活字離れが憂慮されています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」より、子供の読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

日の出町では、平成17年12月に「第一次日の出町子ども読書活動推進計画」（平成18年度～22年度）を策定し推進をしてきたところでありますが、その後改定をせずに11年間の未策定期間が生じてしまったところであります。

今後、多様化する人々と、個人が優先される時代の中で、自らが如何に情報を理解し、判断するか、読書を通じて考える力や、感性や表現力を磨き、幅広い知識や語彙力を身に付けることにより、国語力の向上が期待されます。

この計画より、子供が様々な場所や成長の段階に応じた分野の本に出会い、読書の楽しさ、心の豊かさを見つける一助になることを期待しています。

令和4年3月

日の出町教育委員会

# 目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	子供読書活動の意義	1
2	子供読書活動に関する国及び東京都の動向	1
(1)	国の動向	1
(2)	東京都の動向	1
3	子供読書活動に関する現状	3
(1)	全国の現状	3
(2)	日の出町の現状	3
第2章	基本的な考え方	6
1	日の出町子供読書活動推進計画の基本的な考え方	6
(1)	計画の性格	6
(2)	計画の目標	6
(3)	計画期間	6
第3章	日の出町子供読書活動推進のための具体的な取り組み	7
1	家庭、地域等における読書活動の推進	7
(1)	家庭、地域等	7
(2)	図書館	8
2	学 校	9
(1)	各学校の特色を生かした読書活動の取り組み	9
3	子供読書活動推進に伴う関係機関及び団体の連携、協力	10
(1)	子供読書活動推進に伴う関係機関及び団体の相互協力	10
	日の出町子供読書活動推進事業計画	12
資	料	17

# 第 1 章 計画策定の背景

## 1 子供読書活動の意義

子供は、読書活動を通して言葉や知識を身につけ、感性を磨き、表現力や創造力を高め、情操を豊かにするなど、たくましく生きる力を身につけていきます。

このように子供の読書活動は、子供の人間形成上、欠くことのできない重要な活動といえます。

今後も子供の発達段階に応じて、読書活動を深めるよう積極的に取り組みを進める必要があります。

## 2 子供読書活動に関する国及び東京都の動向

### (1) 国の動向

国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進に基本理念が定められるとともに、国や地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

これまで国は、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)を策定し、平成 20 年 3 月に第二次、平成 25 年 5 月に第三次、平成 30 年 4 月に第 4 次を策定し、おおむね 5 年間(部分的に 10 年間)の国の施策の新たな方向性として、平成 24 年度から平成 34 年度までの 10 年間で不読率を半減させること及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示し、更に第四次基本計画では、①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成」、②「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」ことをポイントとして、家庭、学校等、地域での取組、子供の読書への関心を高める取組等について推進方策を示しました。

この間、平成 20 年度及び 21 年度に告示された学習指導要領(以下、「新学習指導要領」)の総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されており、読書活動の推進の重要性が示されています。

さらに、平成 26 年 6 月には学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置づけられました。(平成 27 年 4 月から施行)

### (2) 東京都の動向

東京都教育委員会は、子供の読書活動が豊かな感性や情操、思いやりの心、国語力等を身につけていくうえで、欠くことのできないものであることを踏まえ、平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成 15 年 3 月に「東京都

子供読書活動推進計画」(第一次)、平成 21 年 3 月に第二次、平成 27 年 2 月に第三次を策定し、①不読率の更なる改善、②読書の質の向上、③読書環境の整備、の 3 項目を基本方針として取組を推進してきました。

この間、東京都教育委員会は、平成 31 年 3 月に「東京都教育ビジョン(第 4 次)」を策定しました。平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」として策定したものです。その中で、次代を担う子供の姿として、子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うこととしており、子供の読書活動の推進は、欠かせない役割を果たすものとされています。

また、令和 3 年 3 月公表の「東京都教育施策大綱」では、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指すべき教育としています。読書活動においても、すべての子供が等しく読書をすることができるよう、多様なニーズに配慮していくことが大切とされています。

### 3 子供読書活動に関する現状

#### (1) 全国の現状

わが国における子供の読書活動の現状は、以下の調査結果のとおりです。

令和元年（2019年）に、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が実施した、「第65回読書調査」によると、5月1ヶ月間に読んだ過去5年間の平均読書冊数は、次の表のようになっています。

単位（冊）

年度 区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
小学生	11.3	9.8	11.1	11.4	11.2
中学生	4.7	4.3	4.5	4.2	4.0
高校生	1.4	1.3	1.5	1.4	1.5

また、1ヶ月に1冊も読まなかった「不読者」は、次の表のとおりです。

単位（％）

年度 区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
小学生	6.8	8.1	5.6	4.0	4.8
中学生	12.5	15.3	15.0	15.4	13.4
高校生	55.3	55.8	50.4	57.1	51.9

この調査によれば、過去5年間の読書冊数、不読者数とも大きな変化は見られませんが、国の法律が施行される平成13年以前は平均読書冊数小学生約7冊以下、中学生約3冊以下、高校生約1.2冊であり、不読者数は小学生10%、中学生40%、高校生60%を超えており、推進計画の施行後は読書冊数の増加、不読者数の減少がうかがえます。

#### (2) 日の出町の現状

令和3年12月に町内小中学校児童・生徒を対象にアンケート調査を行った結果、小学生の不読者は13.1%、中学生は25.5%と令和元年度の全国平均と比べ、約2倍という結果となりましたが、各小中学校では毎日読書時間を設け、全児童・生徒が読書活動を行っています。

読書冊数は、小学生で7冊以上が429名で全体の41.9%、中学生で7冊以上が35名で全体の7.9%となっています。

各学年の結果は次の表のとおりです。

平成 15 年度 1 ヶ月間の読書冊数及び不読率（第一次推進計画より） 単位（冊）

小学生	回答人数	合計読書冊数	平均読書冊数	「0冊」人数	不読率(%)
第1学年	83	541	6.5	0	0.00
第2学年	92	308	3.3	8	8.70
第3学年	91	808	8.9	3	3.30
第4学年	106	479	4.5	2	1.89
第5学年	112	268	2.4	7	6.25
第6学年	103	241	2.3	12	11.65
平均	-	-	4.7	5.3	5.45

中学生	回答人数	合計読書冊数	平均読書冊数	「0冊」人数	不読率(%)
第1学年	120	106	0.9	58	48.33
第2学年	126	143	1.1	51	40.48
第3学年	150	145	1.0	94	62.67
平均	-	-	1.0	67.7	51.26

令和 3 年度 1 ヶ月間の読書冊数及び不読率 単位（人）

小学生	回答数	0冊	1~3冊	4~6冊	7~9冊	10~15冊	16冊以上	不読率(%)
第1学年	168	5	15	34	29	36	45	2.98
第2学年	170	11	46	21	27	31	33	6.47
第3学年	174	5	34	20	25	35	54	2.87
第4学年	177	32	49	35	29	14	17	18.08
第5学年	166	25	64	34	17	12	15	15.06
第6学年	168	56	76	20	4	6	6	33.33
合計	1023	170	134	284	164	131	134	13.10

中学生	回答数	0冊	1~3冊	4~6冊	7~9冊	10~15冊	16冊以上	不読率(%)
第1学年	148	20	93	17	10	4	4	13.51
第2学年	143	47	80	8	3	3	1	32.87
第3学年	152	46	85	11	3	5	2	30.26
合計	443	113	258	36	16	12	7	25.51

・ 日の出町立図書館の蔵書状況について

日の出町立図書館の年度別蔵書数は、次の表のとおりです。

単位（冊）

年 度	児童書	一般書	その他	計
令和 2 年度	43,634	61,179	5,319	110,132
令和元年度	44,254	60,876	5,269	110,399
平成 30 年度	44,124	60,120	5,168	109,412
平成 29 年度	43,815	59,111	5,155	108,081
平成 28 年度	45,133	61,082	5,266	111,481

（行政事務報告書より）

年度別の蔵書数については、本館、大久野分室及び閉架保管場所を含めた合計です。本館における閉架保管の場所の確保ができず、平井小学校の空き教室を利用したのちに本宿小学校へ移転、現在は本宿学習等供用施設の保育室を一時的な利用としています。移転をしてきた中で、本来なら図書館の身近な場所の確保が望ましいところですが、その場その場の対応で除籍をしたことにより、若干減少しています。

・ 図書館の活動状況について

例年図書館の活動として、幼児、小学生を対象として、本館と分室で、定例のおはなし会(毎週各 1 回)を実施してきました。参加者は令和元年度 384 人でしたが、2 年度はコロナウイルス感染症対策のため年間を通して休止せざるを得ませんでした。

また、保育園と小学校を訪問し、1 ヶ月にそれぞれ 1～2 回の読み聞かせや、語りなどを行ってきました。元年度の訪問は保育園 83 回、小学校 27 回、2 年度は緊急事態宣言の出していない 6 月から 12 月の実施に留まり、保育園 51 回、小学校 10 回でした。

その他、夏休み期間中に幼児・小学生を対象に実施している「おばけばなし会」には、元年度 93 人の参加、12 月に幼児・小学生を対象として実施している「冬のおはなし会」も、77 人の参加がありましたが、2 年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となりました。

その他、子供たちが図書館に対して興味や関心を持ち、知識を高めてもらうため、毎年夏休みを利用して小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象に、「1 日体験図書館員」の事業を実施しているところです。

こちら元年度の参加者は 19 人、2 年度はおはなし会同様中止となりました。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 日の出町子供読書活動推進計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の性格

日の出町における「子供読書活動推進計画」は、法律第9条第2項により策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」及び「東京都子供読書活動推進計画」の基本理念を尊重し、本町における読書活動推進に関する施策の方向性と取り組みを示したものです。

#### (2) 計画の目標

読書は、子供が言葉を学んだり、個性や感性を伸ばしたり、創造力、表現力を高めるとともに、自ら考え判断する人格形成上極めて重要です。

このため、家庭、地域、学校など社会全体が連携協力し、積極的な読書活動が推進されるよう、より良い読書環境の整備を図っていくことが引き続き強く望まれます。

#### ・ 子供の読書環境の整備と充実

子供たちの読書活動を積極的、継続的に推進させていくために、家庭、地域、学校を通じて、読書活動に親しむ機会を提供し、いつでも、どこでも、質の高い本に出会えるような読書環境の整備と充実を図ります。

#### ・ 子供読書活動推進に関する理解の促進

保護者や教員など、子供を取り巻く大人の理解と関心を、より一層深めるよう、普及・啓発活動を積極的に行います。

#### ・ 子供の読書活動指針に伴う関係機関等の連携や協力

子供が、自主的に読書活動ができるよう学校図書館、保育園、児童館、各種団体など、それぞれが連携、協力し、諸事業の充実や人的交流を積極的に進めます。

#### ・ 子供の読書活動推進のための人材の育成及び活用

ボランティア活動や地域の人材の育成と活用を図り、読書活動の充実を図ります。

また、読書活動に関係する人たちや、司書教諭及び図書館司書を対象に、研修や講習会を実施し、その専門性を高めます。

#### (3) 計画期間

令和4年度から8年度までの5ヶ年とします。

## 第3章 読書活動推進のための取り組み

### 1 家庭、地域等における読書活動の推進

#### (1) 家庭、地域等

読書は、子供にとっての楽しみの一つです。その楽しさを子供たちに与えるため、家庭や地域の人たちは、読書活動の重要性をよく理解し、より多く読書に親しむ機会を提供することが大切です。子供は、これにより多くの本に出会うことができ、読書の楽しさを体験していくようになります。その積み重ねにより、豊かに成長していきます。そして、このような体験を共有することにより、家庭や地域の人たちの絆は強まり、教育力の向上など良い結果をもたらします。

#### ・ 家庭、地域に期待される役割

家庭においては、子供の発達段階や性格などを良く理解し、子供に適した読書活動を行っていくことが必要です。

また、読書に親しめるような機会や場を作り、子供を温かく見守ることが非常に大切です。特に、保護者は、子供が乳幼児の時期から、読み聞かせやおはなしをしたりすることが大切です。それが子供の内面に深く沈み、読書の習慣が身に着く基礎となります。

地域においても、すべての子供たちが読書に興味や関心をもち、読書の喜びや楽しみを味わえるように支援することが大切です。

そのためには、子供の読書の大切さを理解し、その上で地域全体が力を合わせ、読書の機会と場を提供できるように支援する必要があります。

#### ・ 家庭、地域における読書活動推進のための取り組み

子供に読書習慣を身につけさせるためには、家庭や地域の中で、読書を継続的に行えるような環境づくりを、普段から心がけていくことが重要です。

ア 読書習慣を身につけさせるため、家庭で読書について、子供と語り合う時間をつくり、読書意欲を高めるような雰囲気づくりを心掛けていきます。

イ 保護者自身が読書に親しみ、家族全員が読書の時間を共有するようにします。

ウ 子供が興味や関心を持つような本を、家庭の蔵書として増やしていきます。

エ 保護者が子供に読み聞かせを行い、子供と言葉や心を通わせ、楽しい子育てができるよう、3・4ヶ月児検診時に絵本をプレゼントします。〈※ブックスタート〉

オ 幼児や児童を対象にした「おはなし会」や、「読み聞かせ」などを実施しているサークルに、積極的に参加していきます。

カ 学校、図書館、団体などが行う講習会や研修会などに参加していきます。

キ 家庭内で絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

ク 読書活動を推進させていくため、保護者相互で積極的に情報の交換を行っていきます。

※ブックスタートとは、「本を通して赤ちゃん楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動です。忙しい子育てのなか、赤ちゃんと過ごす読み聞かせの時間は、親や周りの大人にとってもやすらぎの時間となります。3・4ヶ月児健康診査受診時の時に、絵本4種類の中から1冊好きな絵本を選んでもらいプレゼントしています。

## (2) 図書館

図書館は、読書活動と資料に関する専門機関として、利用者や地域社会に開かれた、教育と文化を振興するための重要な施設です。特に、子供や保護者に対して、積極的に情報や研修の機会を提供することが求められています。

ア 児童図書蔵書構成を魅力あるものにするため、選書や配架の工夫と見直しを行います。

イ 現在、図書館で実施している幼児、児童を対象とした「おはなし会」を、地域のボランティア団体と連携、協力し、充実を図っていきます。

ウ 町民にとって、魅力ある文化や必要な生活情報などを、提供する発信基地としての役割が、果たせるようにしていきます。

エ 読書週間や長期の休業期間中に、子供を対象として実施している各種の行事や推薦図書のリスト配布など、広報活動の充実を図っていきます。推薦図書コーナーも充実させていきます。

オ 関係機関と連携し、ブックスタートを充実していきます。

カ 各種おはなし会(おばけばなし会、冬のおはなし会など)の実施にあたっては、子供の年齢差を考慮し、内容の充実を図っていきます。また、子供の興味や関心、社会の要請等にも配慮しながら、新規事業の計画を検討していきます。

キ 地域のボランティア団体の育成を図るため、講習会、研修会、講座などの開設や支援を行っていきます。

ク 障がいのある子供が、読書の楽しさを味わえるように、「さわる布の絵本」、「朗読CD」などの図書資料を充実させ、読書活動を支援していきます。

ケ 夏休み期間中に実施している「一日体験図書館員」事業を充実させ、実施していきます。

コ 子供と保護者が共に読書を楽しんだり、子供たちが自由に読書ができるように、既存スペースの工夫と改善を図っていきます。

サ 図書館職員のより一層の資質向上を図るため、研修会の開催や、自己啓発の機会を増やしていきます。

シ 「子ども読書の日」(4月23日)に合わせて、啓発活動や広報活動を行い、新しい事業を計画していきます。

ス 子供たちの図書館利用の増加を図るため、図書館案内や子供向け行事の紹介、本の案内などを作成し、保護者や子供たちに配布するなど、積極的にPR活動を行っていきます。

セ 読書手帳を通して、読書への意欲や親しみを持てるよう、効果的な活用方法を検討します。

## 2 学校

学校においては、子供一人一人が読書に親しみ、その楽しさを十分に味わえるよう、はたらきかけることが大切です。また、調べ学習では、目的を持って読書することにより、読書の良さを体得していくようになります。このように読書を通じて広い知識を得たり、創造、感性を高め自己の都合ではない社会的な道徳心を芽生えさせるためにも、読書についての習慣を身につけさせ、生涯にわたっての読書への親しみについて学んでいきます。

### (1) 各学校の特色を活かした読書活動の取り組み

読書が学力の向上や、情操教育に密接に関わっているという指摘があります。

各学校では、それぞれの実態や、児童・生徒の発達段階に応じて、読書の楽しさや良さが味わえるよう、より一層、読書指導の充実を図っていくことが大切です。

また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、学校図書館の計画的で積極的な活用が望まれます。子供たちが主体的、意欲的に読書活動や学習活動を進められるように配慮することが重要です。

ア 児童・生徒の興味や関心、発達段階に応じた図書を増やし、蔵書の充実を図っていきます。

イ 図書館の設備の改善や、館内の模様替えなどを行い、児童や生徒の読書意欲が高まるような雰囲気づくりを進めていきます。

ウ 日課表の中に「図書」あるいは「読書」の時間を設定し、取り組んでいきます。

エ 朝の読書（週1～3回、10分～20分程度）や「読み聞かせ」「ブックトーク」など、各学校の実態に応じて、実施に向けて取り組んでいきます。

オ 総合的な学習の時間に調べ学習の一環として、読書活動を進めていくとともに、教育活動全体で、学校図書館を活用していきます。

カ 学習の余った時間を読書時間に当てるよう検討していきます。

キ 学級文庫の充実を図るため、学校図書館から本を選び、数か月ごとに入れ替えを行うようにしていきます。

ク 児童・生徒へ推薦図書リスト(学年別)の配布や、教師によるおすすめ本を紹介しあったり、子供たち相互に紹介しあったりする機会を作っていきます。

- ケ 「読書のすすめ」の授業の実施について検討していきます。
- コ 学校図書館の新規購入本の紹介や、各学年の人気本のアンケートを行い、その結果について児童生徒にPR活動をしていきます。
- サ 読書週間を設定し、読書に対する関心や意欲の喚起を促していきます。〈例～子供たちに読んだ本の冊数や、ページ数などをカウントさせるなど〉
- シ 保護者やボランティア団体、図書館などの協力を得て「読み聞かせを」行っていきます。
- ス 夏休み期間中に毎週一回程度、学校図書館の開館を検討していきます。
- セ 障がいのある児童や生徒の特性、生活経験などを考慮し、適切な図書館資料の選定を行い、読書活動について工夫していきます。
- ソ 司書教諭や図書担当の資質の向上を図るため、講習会や研修会に参加するようにしていきます。
- タ 学校と家庭とが連携し、保護者会や学校だよりなどにより、読書活動の意義を理解してもらうよう、啓発活動に努めます。
- チ 司書教諭や図書担当を中心に、学校全体で読書意欲を高めるように取り組んでいきます。
- ツ 学校図書館の蔵書の管理や図書館資料の検索、貸出方法などが円滑、効率的に行えるよう情報化の検討を進めていきます。

### 3. 子供読書活動推進に伴う関係機関及び団体の連携、協力

子供の読書活動推進事業を総合的に企画立案し、効率的で円滑な運営を図っていくためには、図書館や学校、関係諸機関及び団体等が連携、協力体制をしっかりと組むことが大切です。それにより子供読書活動が活発になっていきます。

#### (1) 子供読書活動推進に伴う関係諸機関及び団体の相互協力

子供読書活動推進計画を進めていくためには、図書館、家庭、学校、関係諸機関、団体が一体となり、連携を強め、それぞれが相互の機能を補い合いながら、活動を進めていくことが大切です。また、それぞれの組織が設置している委員会、協議会、連絡会などの活用や協力も、子供の豊かな読書環境を提供するために、大変重要なことです。

- ア 保育園や学校などで実施しているおはなし会や読み聞かせなどを、さらに充実させていきます。

- イ 地域のボランティア団体や保護者などによる、保育園や学校への訪問おはなし会、読み聞かせなどは、さらに充実させて継続していきます。
- ウ 図書館で除籍した児童図書は、小中学校をはじめ、保育園、学童クラブ、児童館などの施設に提供し再活用を図っていきます。
- エ 図書館をはじめ、関係する諸機関や団体は、読書活動に関する情報交換を一層強め、子供たちの読書への意欲や関心を、高めるようにはたらきかけていきます。
- オ 子供たちが、学校や身近な施設で多彩で魅力的な本に出会えるよう、図書館の「団体貸出」の制度を促進させていきます。
- カ 図書館と学校図書担当による連絡会や研修会を行うなど、交流、連携の場を増やしていきます。
- キ 西多摩地域広域行政圏の相互利用を引き続き進めていきます。

## 日の出町子供読書活動推進事業計画

### 1・家庭、地域等

#### 図書館

事業計画	計 画 内 容	所 管	方向性
団体貸出	学校及び施設への団体貸出を充実させる。	図書館	継続
幼児、児童サービス	幼児、児童の[おはなし会]を実施する。	図書館	継続
	夏のおばけおはなし会を実施する。 (ボランティア団体と共催)	図書館 関係団体	継続
	冬のおはなし会を実施する。	図書館	継続
	保育園、小学校への「出張おはなし会」を充実させる。	図書館	継続
	推薦図書のリスト(学年別)の作成、配布をする。	図書館	継続
障がい者サービス	町内在住の障がい者の方に実施している宅配サービスを充実させる。 (音訳CDの貸出)	図書館	継続
その他サービス	読書相談等、レファレンスサービスの充実を図る。	図書館	継続
読書の啓発、 広報活動	3・4ヵ月児検診時、子供読書活動について啓発活動(ブックスタート)を行う。	図書館 関係課	継続
	小中学生による一日体験図書館員の充実を図る。	図書館	継続
	「読書の日」等における啓発活動を充実させる。〈本屋大賞〉	図書館	継続
	読書活動関連事業等についてのPR活動を積極的に行う。	図書館	継続
人材育成	図書館職員の実務向上と人材育成のため、講習会、研修会へ積極的に参加する。	図書館	継続
	ボランティア団体の育成を図るため、講習会、研修会の実施を検討する。	図書館	新規
人材活用	図書館ボランティア団体との協力体制を確立し、ボランティア団体の人材活用を進める。	図書館	継続
学習活動の支援	町内小中学校による図書館見学を受け入れ、充実させる。	図書館	継続

読書情報の提供	子供向け「図書館利用案内」のチラシを作成、配布する。	図書館	継続
図書館資料の充実	子供向けの蔵書を積極的に収集し、子供たちへ読書の楽しさを啓発します。	図書館	継続
施設設備の整備、充実	図書館のさらなる情報化について検討を進める。	図書館 関係課	継続
読書手帳	読書手帳を通し、読書への意欲や親しみが持てるよう、活用方法を検討する。	図書館	継続

### 保育園・幼稚園

事業計画	計 画 内 容	所 管	方向性
読書活動支援	子供たちに「おはなし会」を通して、読書の楽しさを伝えるなど、読書活動の支援を行う。幼稚園の訪問を検討する。	図書館	継続
読書の啓発・広報	読書活動に伴う各種行事等の周知及び図書館利用案内等のチラシを配布する。	図書館	継続

### 学童クラブ・児童館

事業計画	計 画 内 容	所 管	方向性
図書館情報等の提供	推薦図書のリストや、利用案内等の配布を行う。	図書館	継続
読書活動の啓発広報	読書活動に関連する行事等を周知する。	図書館	継続
児童サービス	ボランティア団体による「おはなし会」の充実を図る。	図書館 関係課	継続
図書の充実	除籍本、寄贈本の再利用により、図書の充実を図る。	図書館 関係課	継続

## 2. 学校

### 学校

事業計画	計 画 内 容	所 管	方向性
読書の啓発、広報	推薦図書リスト（学年別）の作成、配布、教師によるおすすめ本、子供たち相互による本の紹介などを行う。	学校 図書館	継続

	新規購入本の紹介、人気本のアンケートなどを実施する。	学校	継続
	学校と家庭とが連携し、読書活動の意義を理解してもらうため、保護者会や学校だよりなどを通して広報活動を行う。	学校 関係課	継続
	「子ども読書の日」や「読書週間」を設け、子供たちに読んだ本の冊数、ページ数をカウントしてもらう。	図書館 関係課	継続
人材育成	司書教諭や図書担当の資質の向上を図るため、研修会や講習会へ積極的に参加していく。	図書館 学校	継続
人材活用	保護者、ボランティア団体、図書館の協力を得て「読み聞かせ」「おはなし会」を実施していく。	学校 関係課	継続
学校図書館資料の充実	子供読書活動、学習活動の充実を図るため、図書資料の購入を進める。	学校 関係課	継続
	学校図書館資料の量と質の充実を図る。	図書館 関係課	継続
学校図書館の環境整備等	学校図書館の設備等の改善や館内の模様替え等を行う。	学校 関係課	継続
	夏休み期間中に学校図書館を開館する。 (毎週 1 回程度)	学校	継続
学校図書館の環境整備等	学校図書館の蔵書管理、資料検索貸出等を効率的に行う。	学校 関係課	継続
読書指導	「総合的学習の時間」での調べ学習の一環として、読書活動を勧める。また、各教科、道徳、特別活動等で、学校図書館を計画的に利用する。	学校 関係課	継続
読書時間の確保	日課表の中に「図書」あるいは「読書」の時間を設定するように取り組んでいく。	学校 関係課	継続
	朝の読書を、週に 1～3 回程度実施するよう検討する。	学校 関係課	継続
	ブックトークなどの時間を確保する。	学校	継続
	学習の余った時間を読書時間に充てるよう検討する。	学校 関係課	継続

### 3. 子供読書活動推進に伴う関係機関及び団体の相互協力

#### 関係機関、団体の相互協力

事業計画	計 画 内 容	所 管	方向性
図書館、学校、 関係機関、団 体の連携協力	図書館、小中学校、保育園、児童館、学童クラブ、行政部局及びボランティア団体と連携強化していく。	図書館 関係課	継続
	子供読書活動に関する研修会等の開催を検討する。	図書館 関係課	新規
	関係機関と団体におけるリサイクル図書の活用を検討する。	図書館 関係課	継続
	図書館資料の利用促進のため、団体貸出を実施する。	図書館 関係課	継続
	子供読書活動の関連事業に対する周知を図る。	図書館 関係課	継続
	ブックスタート事業の啓発活動を進める。 (チラシ等の作成、配布)	図書館 関係課	継続
	読書相談、調査支援(レファレンス等)の充実を図る。	図書館 関係課	継続
	推薦図書のリストを作成し配布する。	図書館 関係課	継続
	ボランティア団体による、学校、保育園等への「出張おはなし会」の実施を検討する。	図書館 関係課	継続

# 参考資料 1

令和2年度 小学校・保育園 読み聞かせ本、語り一覧

## 〈小学校〉

### 読み聞かせ本

1年生

- だれかぼくをぎゅっとして！
- ざぼんじいさんとかきのき
- ゆきおんな
- しあわせなクレヨン
- へっこきよめどん
- しげちゃん・しげちゃん(大型絵本)
- だれのパンツ？
- ぼくのにいちゃんすごいやろ
- わごむはどこまでのびるのかしら？
- あらまっ
- きみはどこからやってきた？
- ここがせかいいち(大型絵本)

### 語り

1年生

- アナンシと五
- 長靴をはいた猫
- 世界でいちばんきれいな声
- 三枚のお札(パネルシアター)

## 〈保育園〉

### 読み聞かせ本

年中クラス

- はじめまして
- どしゃぶり
- うみへいピン・ポン・バス
- なつぺんぎん
- かあさんになったあーちゃん
- こわくなんかないっ！
- わかるかな
- おいもをどうぞ
- ひとりぼっちのライオン
- おむすびころりん
- ゆきのひにトントン
- うみにいったライオン
- やさいさん(大型絵本)
- おもしろとうさん
- すいか！
- ふしぎなあおいバケツ
- おつきさまってどんなあじ？
- ぼくかけっこはやいよ
- ハロウィンナー
- びっくりまつぼっくり
- ナガナガくん
- しあわせなクレヨン
- ほうちょうさん
- あったまろう
- きょだいなきょだいな(大型絵本)
- まどからおくりもの(大型絵本)

## 年長クラス

- すてきなあまやどり
- なつのいちにち
- こぶとりじさん
- ぼくんちカレーライス
- 月のみはりばん
- ハエくん
- やまこえのこえかわこえ
- ぶんぶんくちやがま
- はっきょいどーん
- ふゆですよ
- これがほんとの大きさ！
- パパおつきさまとって(大型絵本)
- 999ひきのきょうだいのおとうと
- カブトくん
- くもりのちはれ せんたくかあちゃん
- むしのかお
- どんぐりどらや
- ハロウィンナー
- わかるかな
- やまのバス
- びっくりまつぼっくり
- おべんとうかいじゅう
- しあわせなクレヨン
- すてきな3人組(大型絵本)

## 語り

### 年中・年長クラス

- おおかみと7ひきのこやぎ
- おいもをほろう
- おべんとうバス
- てぶくろ
- かさくるるん(パネルシアター)
- はらぺこあおむし(パネルシアター)
- 3びきのヤギとトロルのおはなし(パネルシアター)
- そうのはなはなぜながい(エプロンシアター)
- うちあげ花火がドドーンパッ！(うちわシアター)
- カレーライス(ペープサート又はエプロンシアター)
- 北風がくれたテーブルかけ(テーブルシアター)
- ならなしとり
- アナンシと五
- ヤギとライオン
- どんどこどん
- かくれんぼ号(パネルシアター)
- まるいのなあに(パネルシアター)
- サンタがまちにやってくる(パネルシアター)
- おばけの森(落とし絵)
- おつきさま(てぶくろ)

## 参考資料 2

### 日の出町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

令和3年9月28日

日の出町教育委員会告示第18号

(設置)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、日の出町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、「日の出町子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長を、副委員長は文化スポーツ課長（図書館長）を充てる。
- 3 委員は子育て福祉課長、いきいき健康課長、学校教育課長、指導室長、指導主事、日の出町公立小・中学校校長連絡会会長を充てる。

(委員の任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は第1条に掲げる計画策定までの期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ課図書館係において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

## 参考資料 3

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活

動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

# 参考資料 4

## 子供読書活動アンケート（小学校）

実施期間 令和3年12月10日～令和4年1月14日まで

単位（人）

1	あなたは何年生ですか？		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2	本を読むことが好きですか？	1 好き	119	107	110	75	66	59	536
		2 少し好き	28	51	47	77	62	54	319
		3 少しきらい	16	6	9	12	21	31	95
		4 きらい	5	6	6	13	17	23	70
3	本を読んでもらうことは好きですか？	1 好き	124	96	83	70	31	22	426
		2 少し好き	32	44	53	58	66	67	320
		3 少しきらい	1	18	18	24	32	39	132
		4 きらい	9	11	19	22	37	40	138
4	町の図書館に行きますか？	1 よく行く	26	30	24	9	11	8	108
		2 たまに行く	53	67	64	58	54	42	338
		3 あまり行かない	34	33	40	42	43	35	227
		4 ぜんぜん行かない	54	40	44	68	58	83	347
5	1ヶ月で読んだ本は何冊ですか？	1 0冊	5	11	5	32	25	56	134
		2 1～3冊	15	46	34	49	64	76	284
		3 4～6冊	34	21	20	35	34	20	164
		4 7～9冊	29	27	25	29	17	4	131
		5 10～15冊	36	31	35	14	12	6	134
		6 16冊以上	45	33	54	17	15	6	170
6	0冊と答えた人はなぜ読まなかったのか？	1 時間がない	5	3	2	4	2	6	22
		2 読みたい本がない	0	3	1	11	6	13	34
		3 読むのがきらい	0	1	0	7	7	15	30
		4 ほかの遊びが好きだから	0	4	2	13	14	29	62
7	どんな本が好きですか（複数回答）	1 絵本や物語	109	112	83	90	85	80	559
		2 伝記や歴史	30	34	38	44	52	48	246
		3 社会や暮らし	26	17	24	14	16	12	109
		4 自然や理科	53	44	59	49	30	26	261
		5 趣味の本	38	42	57	69	55	69	330
		6 図鑑など	96	74	63	70	28	26	357
		7 その他	7	33	44	31	29	17	161
回答数			168	170	174	177	166	168	1023

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全体
0冊（再掲）	5	11	5	32	25	56	134
回答数（再掲）	168	170	174	177	166	168	1023
不読率（%）	2.98	6.47	2.87	18.08	15.06	33.33	13.10

## 子供読書活動アンケート（中学校）

実施期間 令和3年12月10日～令和4年1月14日まで

単位（人）

1	あなたは何年生ですか？	1年生	2年生	3年生	合計	
2	本を読むことが好きですか？	1 好き	57	30	49	136
		2 少し好き	58	58	67	183
		3 少しきらい	22	31	18	71
		4 きらい	10	14	18	42
3	調べたいことがあるか？	1 学校の図書館	5	4	2	11
		2 町の図書館	9	6	9	24
		3 インターネット	122	138	148	408
		4 家の本など	32	17	25	74
		5 誰かに聞く	92	78	94	264
		6 その他	4	4	1	9
4	町の図書館に行きますか？	1 よく行く	4	2	3	9
		2 たまに行く	26	16	18	60
		3 あまり行かない	35	38	45	118
		4 ぜんぜん行かない	82	85	86	253
5	1ヶ月で読んだ本は何冊ですか？	1 0冊	20	47	46	113
		2 1～3冊	93	80	85	258
		3 4～6冊	17	8	11	36
		4 7～9冊	10	3	3	16
		5 10～15冊	4	3	5	12
		6 16冊以上	4	1	2	7
6	0冊と答えた人はなぜですか？	1 時間がない	7	14	13	34
		2 読みたい本がない	5	10	9	24
		3 読むのがきらい	3	11	6	20
		4 ほかの遊びが好きだから	9	19	22	50
7	どんな本が好きですか（複数回答）	1 絵本や物語	102	94	111	307
		2 伝記や歴史	32	24	22	78
		3 社会や暮らし	2	27	6	35
		4 自然や理科	15	23	13	51
		5 趣味の本	73	69	60	202
		6 図鑑など	15	9	10	34
		7 その他	9	18	9	36
回答数		148	143	152	443	

	1年	2年	3年	全体
0冊（再掲）	20	47	46	113
回答数（再掲）	148	143	152	443
不読率（%）	13.51	32.87	30.26	25.51

※問3のその他の記述にスマホ、辞典がありました。

## 参考資料 5

### 第二次 日の出町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

氏 名	所 属
小 林 道 弘	日の出町教育長
萩 原 哲	日の出町教育委員会文化スポーツ課長(図書館長)
野 口 孝 博	日の出町子育て福祉課長
佐 伯 秀 人	日の出町いきいき健康課長
小 作 昌 弘	日の出町学校教育課長
川 元 泰 史	日の出町教育委員会指導室長
長 保 雄 一	日の出町教育委員会指導主事
嶋 津 和 之	日の出町公立小・中学校校長連絡会会長

---

## 第二次日の出町子供読書活動推進計画

発行 令和4年3月

発行者 日の出町教育委員会

企画・編集 日の出町教育委員会文化スポーツ課(図書館係)

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

電話番号：(042) 597-0511 (代)

：(042) 597-3496(直通)

---